

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐井村は、後期高齢者医療関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐井村長

## 公表日

令和8年3月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関連事務
②事務の概要	本事務は、青森県後期高齢者医療広域連合規約により、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付及び前記事務に付随する事務等を行うものである。 番号法では、別表第一項番59に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務に個人番号を利用する。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル、収納管理ファイル、滞納管理ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一項番59
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法別表第二項番80、82
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地 0175-38-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地 0175-38-2111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業員に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・事務取扱者への研修 ・保護責任者への研修	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 中村昭彦	住民福祉課長	事後	様式変更により
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年7月1日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年7月1日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(何人か)	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
平成31年4月1日	IVリスク対策1～9	なし	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従事者に対する教育・啓発	事後	様式変更(項目追加)により
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	①住民福祉課 ②住民福祉課長	①住民生活課 ②住民生活課長	事後	機構改革による担当部署及び所属長役職名の変更
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	最新期日の更新により
令和8年3月10日	IIしきい値判断項目/1. 対象人数/評価対象の事務の対象人数は何人か/いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	最新期日の更新により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	IIしきい値判断項目/2. 取扱者数/特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か/いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	最新期日の更新により
令和8年3月10日	VIリスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か/判断根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か		十分である	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か/判断の根拠		・事務取扱者への研修 ・保護責任者への研修	事後	新様式対応